

3. 若勤當喫ノ支給ニ付ル算定日数ニ差別アル

モノ

4. 日給ニ差額(金五銭)アル

5. 割増金ノ支給ニ差額アル

6. 供給請負人ヲ通シテ職工ヲ使用スル工場 九 月ジク

7. 供給請負人ニ支給ノ賃金(月十圓)モ供給請負人ノ

業主ノ支拂ノ金額ト職工五人夫ノ妻元金額ノ差其(他)

左記ノ通り

1. 一人ニ対シ五銭乃至十銭ノ差アル

2. 一人ニ対シ十銭乃至十五銭ノ差アル

10  
3

臨時職工及人夫名義ノ職工数

(昭和九年十二月現在) 職工百名以上ヲ使用スル工場

一 常備職工数

染織工場 四工場 男 二二名 女 一八八名

機械及器具工場 一六工場 男 五五〇名 女 六二三名

化学工場 一八工場 男 七五三名 女 四六六名

飲食物工場 一二工場 男 一〇五名 女 四八名

特別之場 四二工場 男 一八三九五名 女 三二六名

計 四三三工場 男 三一七五八名 女 七五五〇名

二 臨時職工

ノ業主ノ直接雇備スルモノ  
ノ期限付

染織工場 一二工場 男 二名 女 一九三名